

議案第 46 号

鴨川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 鴨川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 鴨川市公民館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名 称	位 置
鴨川市鴨川地区公民館	鴨川市前原 60 番地
鴨川市鴨川地区公民館 西条分館	鴨川市八色 1244 番地 1
鴨川市鴨川地区公民館 東条分館	鴨川市広場 1588 番地 1
鴨川市長狭地区公民館	鴨川市金束 5 番地
鴨川市長狭地区公民館 主基分館	鴨川市成川 34 番地
鴨川市江見地区公民館	鴨川市東江見 308 番地
鴨川市江見地区公民館 曾呂分館	鴨川市仲町 590 番地 1
鴨川市天津小湊地区公民館	鴨川市天津 1092 番地 7

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第 2 条の表に掲げる公民館の利用に関し必要な申請その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。